- 両親が国境を越えて子を奪い合う状況は、子にとって有害。
- 子の利益(福祉)を最重要に考える。



- ◇子の監護権(親権)は、子がそれまで在住していた国で決定することが望ましい。
- ◇そのため、まずは子をそれまで在住していた国に戻す。

【ハーグ条約の考え方】

1. 原則と例外

〇原則:常居所地国に子を返還する。

〇例外:子の返還により、身体的又は精神的危険がある、子自身が返還を拒否、連れ去

りから一年以上経過し新しい環境になじんでいる等の場合は返還拒否できる。

〇主要締約国の司法判断において、返還命令と返還拒否の割合は、およそ7対3。

2. 判断の主体

現所在国の裁判所。(日本への連れ帰り事案については、日本の裁判所が判断する。)

<u>2. ハーグ条約の主な規定</u>

- 1. 条約の適用対象
- ①監護権の侵害を伴う、②16歳未満の子の、③国境を越えた移動
- 2. 連れ去られ親は、中央当局*に対して、子の返還のための申請を行うことができる。 (*:子が現在すると思われる国の中央当局に対して直接に、又はそれまで在住していた国その他の中央当局を通じて行う。)
- 3. 子が現在する中央当局は、特に次のことのための全ての適当な措置をとる。
- (1) 子の所在の発見(7条a)
- (2) 子に対する更なる害の防止(7条b)
- (3) 任意の返還又は当事者間での解決の促進(7条c)
- (4) (司法上の)手続のための便宜の供与(7条f)
- (5) 子の安全な返還の確保(7条h)
- 4. 締約国は、次のような場合を除いて、返還命令を出す
- (1) 連れ去りから一年以上経過し、子が新たな環境になじんでいる場合(12条)
- (2) 申立人が監護権を現実に行使していなかった場合(13条1a)
- (3) 申立人が事前の同意又は事後の黙認をしていた場合(13条1a)
- (4) 子の返還が、身体的若しくは精神的な害を及ぼし、又は子を耐え難い状況に置くこととなる重大な危険がある場合(13条1b)
- (5) 子が返還を拒否しており、当該子が意見を考慮するに十分な年齢・成熟度に達している場合(13条2)
- (6) 要請を受けた国の人権及び基本的自由の保護に関する基本原則により認められない場合(20条)
- 5. その他の主な規定
- (1) 締約国の司法当局は迅速な返還手続を行う。6週間以内に決定できない場合は遅延理由を明らかにする。(11条)
- (2) 監護権に関する判断の禁止(現所在国の裁判所は、監護権の決定をしない)。(16条)
- (3) 中央当局は、面会交流権の行使を確保するため適当な措置をとる。(21条)